

刈谷市政記者クラブ同時

2024年3月21日(木)
愛知県西三河県民事務所環境保全課
環境保全第二グループ
担当 今泉、加藤
ダイヤル 0564-27-2876
愛知県環境局環境政策部水大気環境課
水・土壌規制グループ
担当 中根、福嶋
内線 3050、3008
ダイヤル 052-954-6225

刈谷市における地下水汚染について

2022年3月22日に公表しました、株式会社豊田自動織機刈谷工場（刈谷市）における土壌・地下水汚染について、同社が工事前の地下水モニタリングを実施したところ、新たに地下水汚染が判明した旨、本日、同社から愛知県に報告がありました。同社は、既に揚水施設による地下水汚染の拡大の防止の措置を実施しています。県は、同社に対し、土壌・地下水汚染対策を適切に実施するよう引き続き指導していきます。

1 報告内容

(1) 報告者

株式会社豊田自動織機

(2) 報告年月日

2024年3月21日(木)

(3) 汚染が判明した井戸の所在地

愛知県刈谷市豊田町二丁目1番

(4) 地下水調査結果

次表のとおり、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。）に規定する地下水基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	地下水基準	超過井戸数 ／調査井戸数
鉛及び その化合物	0.028 mg/L (2.8倍) ^注	0.01 mg/L 以下	2 / 9

注：()内は地下水基準に対する倍率を示す。

2 今後の対応

事業者は、揚水施設による地下水汚染の拡大の防止の措置を引き続き実施していく予定です。

県は、事業者に対し、土壌・地下水汚染対策を適切に実施するよう引き続き指導していきます。

3 報告者の連絡先

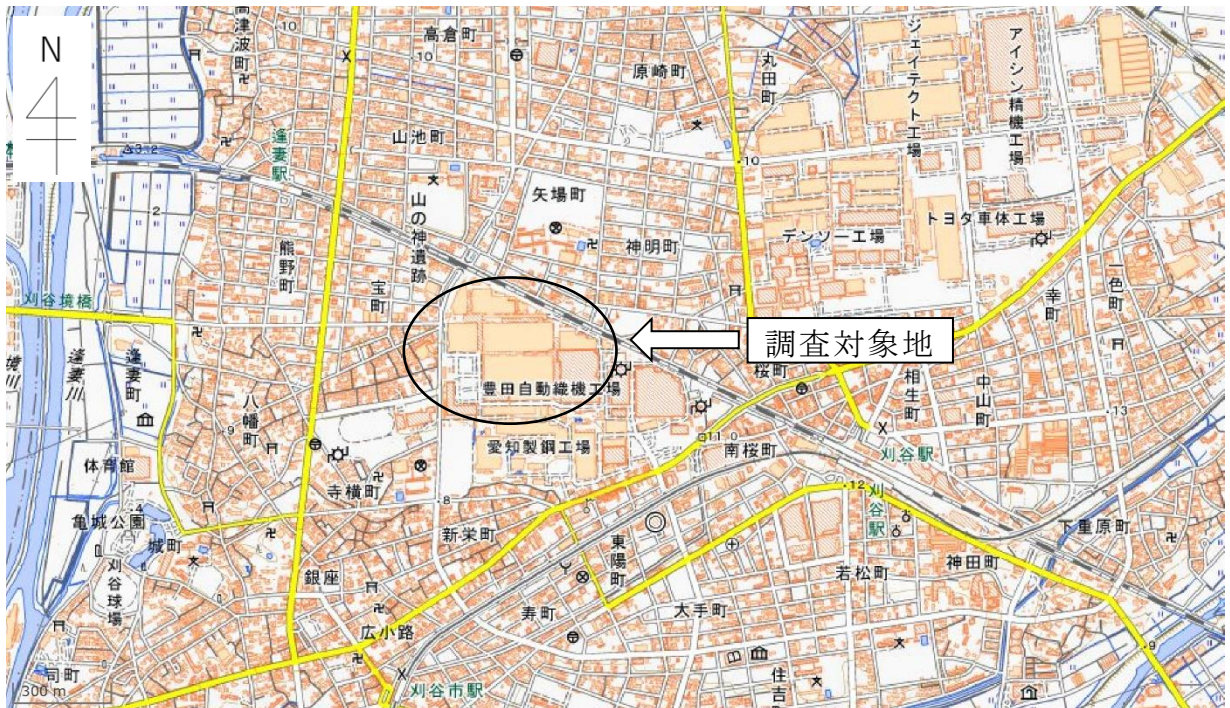
株式会社豊田自動織機 総務部

住所 愛知県刈谷市豊田町2丁目1番地 電話 0566-22-2511 (代表)

4 調査対象地の概要

当該地は、1926（大正 15）年に株式会社豊田自動織機刈谷工場が開設されてから、現在まで繊維機械製造、自動車部品及び付属品製造を行っています。

今回、汚染が判明した場所では、鉛及びその化合物の使用履歴は確認されておりません。



※ 背景地図は、国土地理院の地理院地図を使用

参考 1

○2022 年 3 月 22 日（火）公表内容

刈谷市における土壌・地下水汚染について

株式会社豊田自動織機（以下「事業者」という。）が刈谷市内の刈谷工場において、土地の形質の変更に伴い土壌汚染状況調査を実施したところ、新たに土壌・地下水汚染が判明した旨、本日、愛知県に報告がありました。

県は、同社に対し、土壌・地下水汚染対策を適切に実施するよう指導してまいります。

1 報告内容

(1) 報告者

株式会社豊田自動織機

(2) 報告年月日

2022 年 3 月 22 日（火）

(3) 調査実施期間

2021 年 6 月 3 日（木）から 2022 年 3 月 18 日（金）まで

(4) 汚染が判明した土地の所在地

愛知県刈谷市豊田町一丁目 1 番 50、1 番 56 及び二丁目 1 番の各一部

(5) 報告の根拠

土壌汚染対策法(平成 14 年法律第 53 号。以下「法」という。)第 3 条第 8 項

(6) 調査結果

ア 土壌ガス

調査の結果、434 区画のうち、82 区画でクロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン及びトリクロロエチレンのいずれかの土壌ガスが検出されました。

なお、土壌ガス調査により第一種特定有害物質及びその分解生成物が検出された場合は、土壌ガスが検出された区画が連続する範囲（以下「検出範囲」という。）の中で、隣接する他の区画よりも土壌ガス濃度が高い区画に属する試料採取地点（以下「代表地点」という。）において土壌溶出量の調査を行うこととされています。

イ 土壌溶出量

次表のとおり、法に規定する土壌溶出量基準を超過しました。

なお、土壌ガス調査で検出された1,1-ジクロロエチレン及び1,1,1-トリクロロエタンは、法に規定する土壌溶出量基準に適合しました。

(ア) 第一種特定有害物質

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壌溶出量 基準	基準超過土壌 検出深度	超過地点数 /代表地点数	超過区画数 ^{注2}
クロロエチレン	0.034mg/L (17倍) ^{注1}	0.002mg/L 以下	5m, 7m	2/30	6
1,2-ジクロロエチレン	0.16mg/L (4倍) ^{注1}	0.04mg/L 以下	8~10m	10/30	35
トリクロロエチレン	0.92mg/L (92倍) ^{注1}	0.01mg/L 以下	0~1m, 3~4m, 7~10m	15/30	62

注1：()内は土壌溶出量基準に対する倍率を示す。

注2：代表地点で基準超過が確認された場合、当該代表地点が属する検出範囲内の区画は基準超過とみなされる。

(イ) 第二種特定有害物質

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壌溶出量 基準	基準超過土壌 検出深度	超過区画数 /調査区画数 ^{注2}
六価クロム化合物	1.7mg/L (34倍) ^{注1}	0.05mg/L 以下	0~0.5m	1/434
ふっ素及びその化合物	8.1mg/L (10倍) ^{注1}	0.8mg/L 以下	0~1.0m, 1.7~3.16m	72/434
ほう素及びその化合物	2.2mg/L (2.2倍) ^{注1}	1mg/L 以下	0~0.5m	1/434

注1：()内は土壌溶出量基準に対する倍率を示す。

注2：調査対象地を10メートル格子で分割した区画数

ウ 土壌含有量

次表のとおり、法に規定する土壌含有量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壌含有量 基準	基準超過土壌 検出深度	超過区画数 /調査区画数 ^{注2}
鉛及びその化合物	2300mg/kg (15倍) ^{注1}	150mg/kg 以下	0~0.5m	2/434

注1：()内は土壌含有量基準に対する倍率を示す。

注2：調査対象地を10メートル格子で分割した区画数

エ 地下水

次表のとおり、法に規定する地下水基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	地下水 基準	超過地点数 ／調査地点数
クロロエチレン	0.30mg/L (150倍) ^注	0.002mg/L 以下	2 / 3
1,2-ジクロロエチレン	0.28mg/L (7倍) ^注	0.04mg/L 以下	1 / 3
トリクロロエチレン	0.33mg/L (33倍) ^注	0.01mg/L 以下	1 / 3

注：()内は地下水基準に対する倍率を示す。

(7) 当該地の現在の状況

汚染が判明した場所は、アスファルト舗装等で覆われており、汚染土壌の飛散や雨水等による汚染の拡散のおそれはありません。

また、地下水基準超過が確認されていますが、地下水汚染の拡散防止のため、揚水施設による汚染地下水の回収を実施しており、流向の最下流側にある敷地内井戸では地下水基準に適合しています。

2 今後の対応

事業者は、引き続き揚水施設による汚染地下水の回収を継続する予定です。

県は、事業者に対し、土壌・地下水汚染対策を適切に実施するように引き続き指導するとともに、周辺の飲用井戸の有無等を調査した上で、土壌溶出量基準又は土壌含有量基準を超過した区画を法に基づき要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定します。

参考 2

○ 基準を超過した特定有害物質について

・鉛及びその化合物

化合物によって毒性は異なりますが、高濃度の鉛による中毒の症状としては、食欲不振、貧血、尿量減少、腕や足の筋肉の虚弱などがあります。

体内に取り込まれた鉛は血中などに分布したあと、90%以上が骨に沈着します。主に尿に含まれて排泄されますが、体内の濃度が半分になるには約5年かかり、長く体内に残ります。

(参考：環境省水・大気環境局「土壌汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」)